

池田町上下水道事業水道料金システム更新業務 公募型プロポーザルに係る質問回答

質問No.	質問項目	質問内容	回答
1	池田町上下水道事業水道料金システム更新仕様書 P3：（５）データセンター	今回の水道料金システムのサービス提供に当たっては、LGWAN回線でサービス提供をするという理解でよろしいでしょうか。	お見込のとおりです。
2	【様式2】水道料金システム詳細仕様書兼機能要件対応表 No.51：システム連携	マッピングシステム連携の際は、毎回連携仕様データ項目を選択せずとも、保存された出力パターンからいつでも自由に出力できることを要する認識でよろしかったでしょうか。	お見込のとおりです。
3	【様式2】水道料金システム詳細仕様書兼機能要件対応表 No.61：スマートフォン検針機器の仕様	検針機器については上水メータだけではなく、下水メータの検針や下水水量の加算・減算についても対応が必須という認識でよろしいでしょうか。	お見込のとおりです。
4	【様式2】水道料金システム詳細仕様書兼機能要件対応表 No.79：スマートフォン検針機器の仕様	撮影した写真は検針機器のみで参照できればよろしいでしょうか。	撮影した写真は、検針データ取込で自動取込されシステム側から参照できることとします。
5	【様式2】水道料金システム詳細仕様書兼機能要件対応表 No.126：口座振替・他	再引落データ作成対象となる未収については、前回引落の不能事由をもとに作成できる必要はありますでしょうか(例:口座振替の不能事由が残高不足だった使用者のみ再引落データ作成対象とする)。	左記のとおり再振替対象となる不能事由を設定できることとします。
6	【様式2】水道料金システム詳細仕様書兼機能要件対応表 No.242：メモ機能	メモについてはシステム上で使用者単位での確認ができればよろしいでしょうか。	メモが登録されている全使用者を対象に、条件指定の上メモ内容等がExcel出力できることとします。
7	【様式2】水道料金システム詳細仕様書兼機能要件対応表 No.318：手数料管理	開栓手数料等とありますが、そのほか条例で規定されている加入分担金などを管理いただく想定でよろしかったでしょうか	お見込のとおりです。
8	【様式2】水道料金システム詳細仕様書兼機能要件対応表 No.346：WEB照会	WEB照会対象者については、調定、収納状況についても直近1年分のみ表示されればよろしいでしょうか。	過年度含む全期間分を表示してください。
9	【様式2】水道料金システム詳細仕様書兼機能要件対応表 No.115：納入通知書兼領収書	「一括発行時、それぞれの最終ページに集金地区計（件数、金額）、徴収CD計（件数、金額）、総合計（件数、金額）が印字できること。」とありますが、納付書の最終ページにそれまでの集計値を印字するということでしょうか。また、どのような利用を想定されていますでしょうか。	お見込みのとおりです。 用途としては、納付書発行後に別途部数確認をする手間を省き、印刷時に発行部数確認を行うために使用するものです。
10	【様式2】水道料金システム詳細仕様書兼機能要件対応表 No.116：納入通知書兼領収書	「現場精算用に使用者住所のみの発行ができること。」とありますが、使用者住所とは、給水場所住所と同じでよろしいでしょうか。	給水場所ではなくあくまでも使用者が住所として申告している住所を指します。 給水場所に住まわれていない方は住所が異なる場合があります。

質問No.	質問項目	質問内容	回答
11	【様式2】水道料金システム詳細仕様書兼機能要件対応表 No204,205：統計作表物	「基本超過調定額」とありますがこれはどのような値を指していますでしょうか。	基本料金、超過料金、調定額を指します。
12	池田町上下水道事業水道料金システム更新仕様書 P5：（6）2	（6）2に「様式2 水道料金システム詳細仕様書機能要件対応表上の機能をすべて備えるものとし、貴社の標準機能以外の項目も貴社負担にてカスタマイズを行い納入すること」とありますが、（様式2）機能要件対応表には標準機能、カスタマイズもしくは代替案を記載することとなっております。 いずれかが記載できない場合は失格となるということでしょうか。	お見込みのとおりです。
13	池田町上下水道事業水道料金システム公募型プロポーザル実施要領 3. 参加資格	参加資格（7）「全国の1万人以上の水道事業又は下水道事業への納入実績が40件以上、かつ長野県内の水道事業又は下水道事業への納入実績が2件以上あること。」とありますがスマートフォン検針、WEB照会サービスもこの実績に準拠するという認識でよろしいでしょうか。 また、「実施要領3. 参加資格（6）」において「保守面での品質・対応のリードタイムを担保するため、自社開発・自社所有のシステムによる提案を行うこと」とありますが、スマートフォン検針機能やWEB照会サービスについては、パートナー企業のパッケージやサービスを組み合わせることで実現可能と考えており、組み合わせたご提案は可能でしょうか。	スマートフォン検針、WEB照会サービスについては参加資格（7）の導入実績件数を満たす必要はありませんが、協業提案は、本仕様書の趣旨から逸脱するため認めません。
14	池田町上下水道事業水道料金システム更新仕様書 P3：（5）データセンター	弊社では、長野県情報通信基盤（IBN：情報ブロードウェイながの）を利用したSaaS型の水道料金システムを提供しております。 長野県内の市町村は、LGWANへ接続する際、都道府県ノードまでの区間にIBNを利用しており、閉域網として十分なセキュリティおよび信頼性を確保しております。 また、弊社SaaSサービスはIBNを利用して接続するため、LGWAN回線に障害が発生した場合でも、IBN回線が正常に稼働している限りサービス利用への影響はありません。 一方で、LGWAN-ASPサービスを利用する場合、長野県内の接続区間はIBN、都道府県ノード以降はLGWANを経由する構成となるため、ネットワーク経路が複雑化し、障害発生箇所が増加する可能性があると考えております。 つきましては、本調達において、LGWAN-ASPサービスではなく、IBNを利用した弊社SaaSサービスの提案は可能との理解でよろしいでしょうか。	現在当町で運用している公営企業会計システムがLGWAN-ASPで稼働しており、仕様書でも記載のとおり会計システムと水道料金のシームレスな連携の実現を必須としております。 また公営企業会計システムに限らず、今後のお客様サービスの拡充に向け汎用的なシステム間連携を検討する必要があると考えておりますので、本仕様書ではLGWAN-ASPでのご提案を想定しております。